

枚方市バンケット会場付きホテル支援補助金

補助金の目的

- ・バンケット会場付きホテルを運営する事業者を支援し、市民や事業者等の利便性向上並びに地域経済の活性化・観光振興・賑わい創出に資するため

文言の定義

- ・ホテル
枚方市内において同一敷地内で客室 100 室以上を有する旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びその同一敷地内の附属施設
- ・バンケット会場
会議又は催事に利用でき、飲食の提供が可能である床面積が 150 m²以上の会場
- ・バンケット会場付きホテル
客室と同一敷地内にバンケット会場を有するホテル
- ・バンケット会場付きホテル事業者
バンケット会場付きホテルにおいて旅館・ホテル営業を営む者又は第三者に営ませる者

補助金の内容

事業に係る土地及び建物に係る固定資産税・都市計画税相当額(1,000 円未満切捨)の 5 年間補助

補助金交付の対象者

補助対象行為を行うバンケット会場付きホテル事業者であって、バンケット会場の利用に係る利便性の向上並びに地域経済の活性化・観光振興・賑わい創出に協力すること

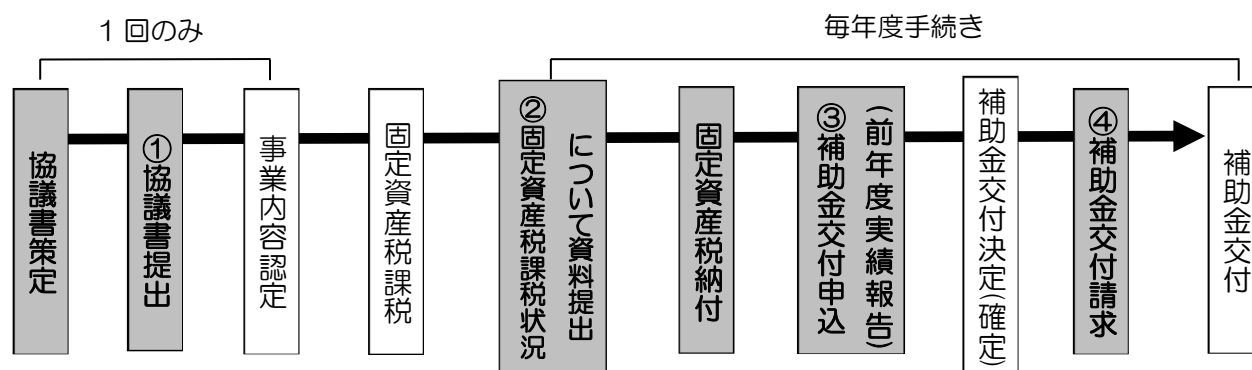
補助対象行為

バンケット会場付きホテルにおける宿泊及びバンケット会場の提供

協議書の提出

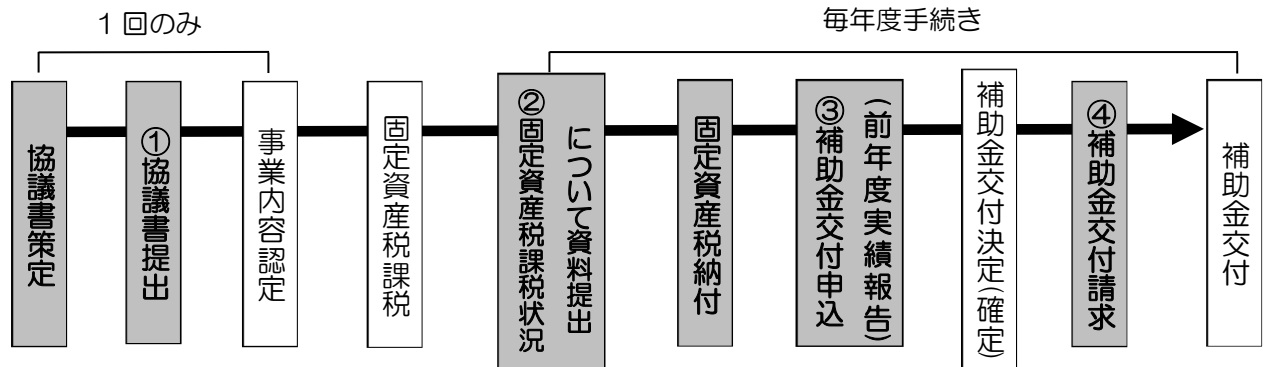
所定の協議書等を観光交流課に提出してください。
交付の対象でなくなったときは認定を取り消します。

◆◆◆ 手続きの流れ ◆◆◆



枚方市バンケット会場付きホテル支援補助金の手続きについて

1. 補助金交付に至る流れ



①事業内容協議・認定

協議書提出

補助金交付申込前に協議書等をご提出ください。

事業内容認定

認定の通知書を送付します。

変更又は中止の申出

認定を受けた事業内容を変更又は中止しようとするときは、遅滞なく届出書をご提出ください。

②補助金交付開始年度

補助金交付の開始年度は、対象固定資産税及び都市計画税が新たに課されることとなった年度の翌年度とします。

③補助金交付申込

交付申込書提出 ※前年度実績報告

各年度の対象固定資産税及び都市計画税が完納された翌年度の4月1日から5月31日までの間に、交付申込書をご提出ください。

交付決定(確定)

書類内容の審査を行った上で、適当であると認められる場合に交付決定通知書兼確定通知書及び請求書を送付します。

④補助金交付請求

請求書提出

交付決定(確定)の通知を受けた後、請求書をご提出ください。

支払処理

口座振替等により補助金の支払いを行います。

